

静岡県告示第393号

職業訓練業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成19年静岡県告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月16日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第4 資格審査の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定期の資格審査の申請書の受付期間は、資格審査を実施する年度の<u>6月22日から7月3日</u>（その日が静岡県の休日定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日）までとする。</p> <p>この時期に申請できない場合には、別途追加の申請を受け付ける。</p> <p>第8 申請書の記載事項の変更届</p> <p>入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに別に定める資格審査申請書記載事項変更届により、知事に届け出なければならない。</p> <p>(i)～(10) (略)</p> <p>(11) 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修受講者の有無や<u>公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の得失</u></p>	<p>第4 資格審査の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 定期の資格審査の申請書の受付期間は、資格審査を実施する年度の<u>6月26日から7月7日</u>（その日が静岡県の休日定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日）までとする。</p> <p>この時期に申請できない場合には、別途追加の申請を受け付ける。</p> <p>第8 申請書の記載事項の変更届</p> <p>入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに別に定める資格審査申請書記載事項変更届により、知事に届け出なければならない。</p> <p>(i)～(10) (略)</p> <p>(11) 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修受講者の有無、<u>ISO29993及びISO21001の取得の有無、公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の有無</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。